

# 令和4年度 自家用燃料供給施設整備支援助成事業 助成金交付要綱

公益社団法人福岡県トラック協会

## [目的]

**第1条** 燃料価格の高騰に対応し、燃料の安定的な確保に取り組むため、自家用燃料供給施設の劣化対策を支援し、安定した輸送サービスの提供、事業経営の安定に資するとともに、緊急時における軽油燃料の確保を図ることを目的とする。

## [定義]

**第2条** 自家用燃料供給施設の軽油専用タンクの内面コーティング若しくは電気防食又は軽油専用タンクの代替に係る費用の一部を助成するものとする。

## [助成対象]

**第3条** 公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）で災害等の緊急時に県ト協より優先的な軽油の供給要請があった場合に対応可能な事業所を対象とする。

但し、会員による交付申請は第5条（1）～（3）のいずれか1回限りとし、公益社団法人全日本トラック協会が同年度に実施する「自家用燃料供給施設整備支援事業」による助成金の交付を受けた施設は助成対象外とする。

## [助成対象期間]

**第4条** 令和4年4月1日から令和5年2月末日までに、当該自家用燃料供給施設の完成検査済証の交付を受け、支払いを完了するもの。

## [助成金額]

**第5条** 助成金額は次の通りとする。

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 軽油専用タンクの内面コーティング（1基分のみ） | 上限 150,000 円 |
| (2) 軽油専用タンクの電気防食（1基分のみ）     | 上限 150,000 円 |
| (3) 軽油専用タンクの代替（1基分のみ）       | 上限 300,000 円 |

## [申請方法]

**第6条** 会員は、「申請・実績報告書」（様式1）を令和5年2月末日までに県ト協に提出する。助成は「申請・実績報告書」の先着順とし、申請が予算枠に達した場合、申請受付を終了する。

(1) 申請・実績報告の提出書類

- ①「申請・実績報告書」（様式1）
- ②施設工事契約書または注文書及び注文請書の写し
- ③危険物取扱所の変更許可申請書及び変更許可書の写し

- ④施設整備に伴う以下の図面等の写し
  - ・危険物取扱所の全体概要図
  - ・危険物取扱所の全体平面図（タンク容量・油種を記載したもの）
  - ・危険物取扱所全体の立面図
  - ・危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図
- ⑤施設工事費用請求書及び明細書の写し
- ⑥対象経費の支払いが完了していることを証する書類（領収証の写し等）  
なお、手形及び小切手による領収証は、支払いが完了していることの疎明とはならないため、支払いの完了が確認できる書類を追加すること。
- ⑦危険物取扱所の完成検査済証の写し
- ⑧工事施行前、施行中、完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できるもの）
- ⑨様式2「緊急時における軽油供給対応に係る誓約書」

#### [財産処分の禁止]

**第7条** 会員は助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「財産処分」という）を禁止する。

#### [助成金の交付]

**第8条** 県ト協は、会員から提出された「申請・実績報告書」を精査し、受領した月の翌月末日までに申請会員の指定する金融機関に、助成金を振り込み交付するものとする。

#### [助成金の返戻]

**第9条** 会員は次に定めるものに該当する場合は、「返戻届出書」（様式3）により助成金を返戻しなければならない。

- (1) 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合
- (2) 第8条に定める財産処分が1年以内に行われた時

#### [その他]

**第10条** 本要綱に定めのない事項が発生した場合、経営改善委員会において協議するものとする。

**[附則]** 本要綱は、令和4年4月1日より適用する。